

昭和三十一年六月二十四日招集(才二号)  
第二面市議會定例会之議錄



昭和三八年第二次館山市議会定例会之議録(才一号)

昭和三八年六月招集

六月二十四日(月曜日)

一現在議員三六名でその氏名次々通り

- 一 番 吉田勇治郎 二 番 鈴木正一郎
- 三 番 小柴 孝 四 番 館石伝蔵
- 五 番 田中祿郎 六 番 秋山大三郎
- 七 番 田村源治郎 八 番 望月照正
- 九 番 安西益男 一〇番 辻田 実
- 一一番 石井 正 一二番 黒川佐太郎
- 一三番 菊井敏博 一四番 志村信作
- 一五番 小沢惠太郎 一六番 崎 武夫
- 一七番 飯田義男 一八番 西村真次
- 一九番 藤岡好治 二〇番 保科忠夫

二一番 江田徳太郎 二二番 君塚喜三

二三番 中村者吾 二四番 島野茂樹郎

二五番 萩生田七郎 二六番 鈴木 孝

二七番 嶋田 繁 二八番 山田教字

二九番 鈴木市蔵 三〇番 安藤寛吉

三一番 安沢徳順 三二番 三沢 節

三三番 高橋文治 三四番 山本 昇

三五番 松本藤太郎 三六番 山口 康

一 議事日程 (第一号)

才一報告才七号 昭和三七年度鑑山市支入支出予算追加更正に

関する専決処分報告

才二報告才八号 昭和三七年度鑑山市し尿処理施設建設事業

継続採越計算報告

才三 通告雙向

才四 議案才六二号 館山市取員定数条例の一部を改正する条例の制定  
に つ い て

議案才六三号 館山市消防本部条例の一部を改正する条例の制定  
に つ い て

才五 議案才六四号 館山市消防署条例の一部を改正する条例の制定  
に つ い て

議案才六五号 館山市消防団条例の一部を改正する条例の制定に  
つ い て

才六 議案才六七号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定に つ い て

議案才六八号 館山市防災会議条例の制定に つ い て

議案才六九号 館山市災害対策本部条例の制定に つ い て

才八 議案才七〇号 館山市保育所条例の一部を改正する条例の制定に つ い て

才九 議案才七一号 昭和三十八年度館山市公営住宅建設工事請負  
契約の締結に つ い て

オ一〇 議案オ七三号 寄附の収納について

議案オ七三号 館山高専学校工業課程の備品購入契約の締

オ一一 結についで

議案オ七四号 館山高専学校工業課程の備品購入契約の締

結についで

議案オ七五号 昭和三八年度庫六月に支給する期末手当の特例

オ一二 議案オ六六号 非常勤の特例取の取資に係る報酬及び費用

議案オ六六号 弁償に关する条例の一部を改正する条例の制

定についで

オ一三 議案オ七六号 昭和三八年年度館山市六入キ出追加更正予算

オ一四 議案オ七七号 昭和三八年年度館山市特別会計国民健康保険

六入キ出追加更正予算

オ一五 議案オ七八号 昭和三八年年度館山市特別会計休養施設六入キ出

追加更正予算

才一六 議案才七九号

昭和三八年度館山市特別会計鉅切水道又入又出

追加更正予算

才一七 臨時出納検査之会議員の互選について

才一八 消防委員会委員選任について

一、法第百二十一条による出席費説明員

市長 本間 穰

助役 小出 武男

収入役 完 戸 貴

総務課長 山 口 実

秘書課長 小 倉 澄男

税務才一課長 高 木 哲 三

税務才二課長 多 田 俊 一

農産統計課長 伊 藤 幸 太 郎

保険課長

池田亮山

厚生課長

吉田新一

福祉事務所長

鶴沢貫寛

市民課長

羽山房雄

建設課長

新井重助

商工水産課長

長谷川広治

観光課長

小沢正治

企画室長

谷貝茂生

運営書記長

大嶋重義

診療所事務長

岩崎一郎

教育長

工藤和平

庶務課長

干場伊右衛門

消防署長

岩田美

一本議会の事務局長、書記及び取員

事務局長 高梨清一

事務局長補佐 太田博雄

書記 兵藤恭一

取員 錦織睦子

出席議員 三五名

欠席議員 一名

九番 安西益男

六月二十四日 午前十一時開議



。議長（黒川佐太郎君）本日の出席議員数、三五名。

このより身二回市議定例会を申会いたします。

本定例会の議案説明のため、本町市長、小出助役

定戸収入役、山口課長、小倉課長、多田課長、長

倉り課長、小沢課長、新井課長、羽山課長、

伊藤課長、池田課長、高木課長、吉田課長

鶴沢所長、谷貝室長、大嶋書記長、岩田署

長、工藤教育長、干場課長、岩崎事務長、以上

の出席を求めましたので、中報告いたします。

会議録署名員の決定を行います。

本定例会の会議録署名員に二番議員、鈴木

正一郎君、三五番議員、松本藤太郎君、以上

両君を指名いたします。

これにて中議でございます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒川佐太郎君）や異議なしと認めます。よって

★以上を通り決まりました。

会期の決定を行います。

本定例会の会期につき、議会議事協定会の意見は、本二四日から二六日まで三日間ということになります。

お知らせいたします。

会期を三日と定めますことにより、異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒川佐太郎君）や異議なしと認めます。

よって会期は三日間と決定いたします。

この際お知らせいたします。

追々、季節も炎暑の候となりますので、当分の間、

町略衣に於り会議を行いたいと思ひます。

こゝに於り異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒川佐太郎君)中異議なしと認めます。よろ

決定いたしなす。

本日の会議は、お手元に配付の日程表に於り行ひ  
ます。

こゝに於り市長の提案理由の説明を求めます。

(市長本間謙君登壇)(拍手)

市長(本間謙君)本日ここに昭和三八年年度六月定例

会を招集し、当面する諸案件の審議を願

うことと伺ひました。

今回提案申し上げるものは、条例改正がおもむき

で、他に工事、教材購入の契約、寄付の収入並び

に追加更正、予算等でございます。

その概要を申し上げますと、条例関係におきましては、消防庁舎建設に伴う消防力強化、並びに署業務のための条例改正三件、この施行に伴い、災害対策に関する条例二件、期末~~準備~~手当の特例その他四件、契約関係につきましても、市営住宅の工事請負並びに館山高校の教材購入等について契約三件、また寄付の収受は、館山高校P.T.Aより校舎の寄付申し込みがございまして、このを受け入れようというものでございます。次に追加更正予算でございますが、財源見通しがいまだはっきりいたしませんので、ほとんど更正の  
ものでございます。即ち一般会計におきましてもは

退職者~~費~~並びに人事異動に伴う人件費の更正

がおもむくもので、二百六十九万五千円ほどの追加でございます。

追加いたしよりたのは、観光費におきまゝで、六十一万五千円、また今回の災害復旧による費用、九十五万五千円、教育費におきまゝで、三十五万六千円、鋭切簡易水道への繰出金、九十三万円でございませう。

この財源は、国庫補助金、寄付金、使用料、並びに休養施設繰入金<sup>等</sup>でございませう。

また特別会計国保におきまゝでは、退職者並びに人事異動によつて人件費の異動がおもむくもので、総額八十八万円でございませう。この財源といふよりまゝでは、前年度の繰り越し等を充てておられます。

休養施設におきまゝでは、シーズンをはひかえて修繕料、前回は指摘の通りふとんの借上料を更正しく購入い

たすことといはし八十萬四千六百円を追加取源は  
前年度の繰越金を充當いたしてあります。

次に鋭切簡易水道でございますが、これは、国民休  
暇村関係において若干の計画変更があり、そなた  
めに更正を行なつたものでございます。

次にかつて懸案となつております、教育委員、監査委  
員の選任、同意の件でございますが、今回上程いたし  
たいと存じますので、ひととぞ、中同意下さいますよう  
お願い申し上げます。以上、きりめて簡便単に申し  
上げまいなが、各議案につきましては、上程う都度  
関係課長より詳細に於て説明申し上げますので、  
ひととぞ、慎重に審議の上、於て賛同下さいますよう  
お願い申し上げます。私、於て挨拶といたします。

・議長(里の佐太郎君) 市長の説明を終わります。

・議長(黒川佐太郎君)市長の説明を終ります。なお、四月五  
月、六月の例月検査報告はお手元に配付の通りであ  
ります。

こいより日程に入ります。

日程オ一 報告オ七号 昭和三七年度 館山市歳入歳出  
の追加更正に関する専決処分報告。

(書記朗読)

報告オ七号 昭和三七年度 館山市歳入歳出予算の  
追加更正に関する専決処分報告。

・庶務課長(干場伊右エ内君)中説明申上げます。

この専決処分を行いまうは、本年三月二十六日か  
わて申請してあります。館山高枝の建築補助金の  
決定通知がありましたが、三月の定例市議会に終  
って間もなくあります。また年度末でもあったの

で、専決処分をお願いいたす次第でございます。

その内容について申し上げます。当初県費補助金といはしまゝで、高校の建築補助金としまして百十六万円、それからその他で十二万四千円、合計百二十八万四千円を計上してあったのであります。建築費の補助金が二百万円に決定いたしまゝで、八十四万円、を追加いたしまして、合計二百十二万四千円といたすのでございます。

それと同時に国庫補助金二百三十二万円が計上してありましたが、これが、交付さへないことが確定いたしましたので、これを更正いたしまして、この二百三十二万円と県費補助追加の八十四万円の差額、百四十八万円は、地方交付税を追加したうであります。なお、この際この補助金の対象とかりました、鏡山高校の工業

課程建設の工事内容について、簡単に申し上げたい  
と思ひます。

工事内容といひしものでは、校舎が二棟、普通教室が  
三、管理室が一、四つであります。

構造は、木造の一部、ブロック張り、坪数は、一四九坪、  
工事が五百六十三万円でございます。

資金の内訳といひしものでは、県費補助が二百万円、  
起債が二百万円、一般財源が百六十三万円、合計  
五百六十三万円となっております。以上のような状況で  
ございます。よろしく御審議のほどをお願いいたし  
ます。

・二九番(鈴木市蔵君)ちよつと伺つて見たいと思ひます。  
同う補助がなくなつた。

果う補助が八十万か少なくなつた。その場合、籠山市

は、館山高校に在りては、館山市内から四割、六割が市外地だというふうに承つておるうですが、そういうふうな補助の対象が、かようになつた場合には、市外の町村に対して、この問題を、ついでに話し合つたことがあります。

・教育長(工藤和平君) ございませぬ。たゞし、工業課程の整備計画について各町村と十分な打ち合せを、ついでに、ございませぬ。

・二九番(鈴木市蔵君) そういう話し合いが、ないといふこと、これは、館山市財源から、おそらく出ていふと、私は、解釈するの、ですけれども、こういう問題を、対して、は、館山市外から、何年計画か、で、その施設に、対して、市外から、幾分かの補助が、もらえるといふふう、に、聞き、交んで、おるのです、が、こういう場合に、なつたら、何と、か、もう、一度、こういう問題を、話し合つて、見て、いた、だ、き、な、い、と、思、う、の、で、す。

が、この点とくと、教育長さんにお願いいたします。

。二七番(嶋田繁君)私は先般文教委員会において各義務  
教育館山高枝、そういうところを十分視察いたした  
のですが、特に館山高枝はP・T・Aの力尽かきまつて  
非常に設備もよく、本当にP・T・Aに感謝してゐる  
のであります。すが、ただ、敷地内うまん中に加藤河が  
しという方の地所が残つてゐる。こゝについては果し  
交渉を進めておらいますか。交渉も進んでゐるとし  
たならば、その経路はどういうふうになつておりますか。  
たゞよく早く解決していただきたいという希望を  
もつておりますので、この点についてはつきりも説明  
を願います。

・教育長(工藤和乎君)土地の買収の問題は、非常  
にむづかしい問題でございまして、この点につきま

して昨年度から地元の市会議員、市当局、教育委員会当局、これらをもって構成して来たところの土地買収委員会なるものを構成して来たのでございます。これによって各地主、小作人等に数次くりたる折衝をいたしまして、着々了解を得て円満に進行して来たのでございますが、一部お話しのようにまだ解決に至らないところがございます。これにつきましては各地主の希望がございまして、いまして、なかなか思うにまかせません。

私たちも一日も早くこの解決を要望していろいろの手を尽して、与う限りの努力をいたしてあるのでございます。けれども、なかなか実現しないで今日に及んだ次第でございます。

今後ともいっそうの努力をほらいまして、円満に解

決するようになり努力したいと思っております。

。二七番(嶋田繁君)了解いたしまして願わくばその熱意をもってやるべく早くみんなが完成に努めていたゞきたい。こういうことを特に申し上げておきます。

。議長(黒川佐太郎君)こゝにて質疑を打ち切り討論者略本案を承認することに於て異議ございませぬか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

。議長(黒川佐太郎君)於て異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認さしよす。

日程才ニ報告才ハ号

(書記朗読)

報告才ハ号 昭和三七年度 釜山市し尿処理施設建設事業継続費採越計計算報告

。厚生課長(吉田耕一君)報告才ハ号につきましては説明

申し上げます。

こつし取処理施設う建設事業につきまゝしてけ、昭和三六年度乃至三八年度までの三カ年継続事業として実施して考つたわけでございます。

三七年度にむきまゝして計画いたしまゝた事業費四千六百ニナ四万七千余円を予算計上したわけでございます。三七年度中う実施支払い済額が三千

九百八十九万九千余円と相なつたわけでございます。残り六百四十四万三千余円を八年度の事業に繰り入るまゝして実施完成いたしたい。こつようの考えま

して自治法施行令の一六一条一項の規定によりまゝして本議会に報告いたす次第でございます。かも、繰り越し六百四十四万九千余円に對します事業の

概要でございますが、井戸工事につきまゝして、二百五

十万円余の工事を計上したわけでございますが、工  
期の延長等によりまして、百三十七万五千円余が、残  
少繰り越さふたということでございます。

次の追加工事でございますが、三百十六万余円でござ  
います。高圧自電、その他給排水施設の工事が  
やけり工期延長に伴いまして、繰り越さふたという  
ふうなやむを得ない状態になつたわけでございます。  
次に百二十一万余円につきましては、整地工事等が  
七年度で行なひかけたというふうな関係からいた  
し、まゝおもちこの三つの工事を主体としたしまゝ  
八年度に繰り越したいしまして、事業の完成をほ  
かりたい。このように考える次第でございます。  
たゞ今申し上げました三つの工事の大体の額が、  
五百七十五万余円でございます。その他、残額、天

十九万余円につきまゝでは、これに必要の需用費  
炭俵につきまゝで当然、繰り越しを必要といたし  
ますので、合せて六百四十四万四千余円を八年度  
に繰り越しをいたしまして、目的を完成いたしたい。  
このように考えまゝで、繰り越しをお願いしようとい  
うものでございばす。

。二七番(嶋田敏彦君)これに、当初の予算、会議にも私は  
意見を申し上げておきまゝだが、あつたいう大きな恒久  
的の施設を建てておくにつきまゝでは、地所がなまべく  
市の所有にいたしまして、それに建ててやるが、本体であろ  
うと思います。これが今まで、そのように進んでおら  
ない。これについて、果して熱意をもって交渉に當って  
おられますか。まだ、そのまゝ、これを捨てておきますか。  
その点をはっきりお伺いしたい。

もう一つ、竣工式が終った。終ったがまだ事業が残って使  
えない。こういう点もこの際、どういうわけであるか。それも  
合わせてお聞きしたい。こう思います。

・厚生課長(吉田新一君)も答之申し上げます。オ一点  
のり、質問でございますが、用地は現在借りてある  
わけでございます。それを買収して市の施設う完全  
な管理をするというふうな考え方で私たちもなるわけ  
でございますが、最初からの経過を見ましても早急  
に買収したいと考えて、施設を建設するというよう  
な段階が相当困難であるというふうな関係からいた  
しまして、現在、借用によりまして使用をしておるような  
状態でございます。

私たちといえども、永久的な構造物でもございませ  
うので、できるだけ早い期間におきまして地主と話し合

いよいよ、買収を早急に進めまいと、市の所有としてみ  
 今後維持管理をいたしたい。このように考えるわけ  
 でございしますが、その後、現在までにおきましても時  
 折<sup>正</sup>式ではございせんが、地主さんには、賃貸契約で  
 広く売買による市の土地としてみ譲っていたのださといと  
 いうことを再三申し上げておるような次第でございます。  
 熱意の点におきましては、そう一面で強く進めてお  
 るわけではございしますが、なめなめさだせに付帯いたしま  
 すところ、裏山う灌漑施設というふうな面の完成  
 というふうな点等も十分な地主さん、或いは、土地の方  
 々も考慮されておるようではございさすので、あそこ  
 の完成を契機といたしまして、何とか買収に踏み切  
 って参りたい。このように努めたい。このように考えて  
 おる次第でございします。

オニ点の竣工式は済んだというふうな過程で現在ま  
だ、実際に使用段階に至っておりません点でございます  
すが、私ども本当におわび申し上げる以外はございませ  
ん。しかし、私どもといえし、まして業者に対しまして、で  
きるだけ早急に完成をというふうな意気おせておるわけ  
でございますが、後半からの天候不順というふうな  
ものも相当影響をいたしまして、現在の段階になってお  
るわけでございますが、大体の概況といえまして、電  
気工事施設等もきょうあたり完成する予定で  
ございまして、今日あたりから水を入れました  
試験運転を実施いたしまして、一日乃至一四日、水試  
験を行うということになっておりまして、それが終りま  
してから本物を入りまして、操業運転というふうな  
段階をもって参りたい。こゝうに考えまして、業

着とう話—合いによりすと一四日以後というこ  
とでございますので、来月の下旬には、投入操業を  
いたしたい。こゝろよう努力いたしてありますので、  
よろしくやう承願したいと思ひます。

・二七番(嶋田繁君) 熱意のほどはよく了解いたしました。  
今後いっそう馬力をかけてなるべく早急に交渉を進  
めていただきたい。これを希望いたしまして、質問を  
打ち切ります。

・一八番(西村真次君) ただいまう説明に關連いたしまして、  
私は統務委員といたしまして、先般し尿処理場を  
視察の機会を得たわけでございますが、その際、井戸  
を作成中でありましたが、そこにありまして係う説明  
によりすと、やった井戸水では、量が足りないという  
ようなお話を承りましたが、こゝろ足りない井戸水で

二五日頃に使用ができませんか。どうぬ。その点をお伺い  
したいと思います。

厚生課長(吉田耕一君)お答え申し上げます。

現在うし尿処理場の水源が十分なまいとまいような  
市町村でございまいすが、私どもいろいろ検討いたし  
まゝ、なお技術員等の意見等もお伺いいたしま  
ゝ、現在の段階とては、十分補給できるとい  
ふうに考えるわけでございまいす。

従いまゝ、現在ポンプ小屋の一つの井戸だけでは不  
足いたすわけでございまいすので、他にもう一つボーリ  
ングして掘ってありますので、その水を合わせまゝと  
現在の処理水には、こと欠かまいという考え方で進  
めてあります。しかしながら、地耕下水でございまいす  
ので、今後水脈等の変動等も起くる時期も

あるというふう<sup>に</sup>考<sup>へ</sup>え方から今後、たゆまない水源  
の対策確保に努めて参りたい。こゝように考えて  
おります。

結論といたしましては、現在の段階ではあるという  
ことで、私ども進めておるわけでございます。すなわち  
承願したいと思います。

- ・二八番(西村直次君)使用の見通しが可能であると  
いう中、説明で大へん満足いたしました。ただ今  
市内の清掃車の方も捨てる場所所に困ってお  
るという実情も伺っており、なるべく速  
やかに事業ができてすように要望いたしております。
- ・二番(鈴木正一郎君)処理場の完成時期でございます  
すが、七月一四日頃、確実にできますか。

・厚生課長(吉岡耕一君)七月一四日まではできるとい

うふうに確信をもってあります。

・二番(鈴木正一郎君)観光の面でもできるだけ早く完成さしていただきたいと思ひます。こゝ前私どもの方であつたことでございますが、川に投棄したところがその下の川うところに消防の貯水池がございまして、こゝが時々は黄金の貯水池にたゞしまつたという状態もございまして、それがさらに流れると海水浴場に流れるという結果にさえなると、次でございす。できるだけ七月の下旬、早ければもっと早く完成したいということをお願いしたいと思ひます。

・議長(里の佐太郎君)こゝにて質疑を打ち切り討論者略原案通り可決することに決し、夏議取りませんか。

(要議なしと呼ぶ者あり)

議長(黒川佐太郎君)片要議なしと認めます。よって本案は原案通り可決されました。

日程才三、この通り通告による一般賛同を行います。順番により一々番議員、辻田実君登壇願います。

(一々番議員、辻田実君登壇)(拍手)

一々番(辻田実君)農業基本法才三条の規定に基<sup>基</sup>く市におきま<sup>ま</sup>すところの農業構造改善事業は昭和三七年に農林省の指定を受けて今日に至っております。この農業構造改善事業が市の産業上において重要な役割をもつておると思ひます。

従い<sup>い</sup>ま<sup>ま</sup>して昭和三八年度中に計画立案を完了させ<sup>せ</sup>ま<sup>ま</sup>して来年度には一億二千五百万円をもちま<sup>ま</sup>して、実施の段階に入らうと思ひます。

点について中實向申し上げたいと思つたのであります。

現在、熊本市の産業を見ますとき、昭和三五年の国勢調査に依りますと、産業税就業労働者数において農業が占める割合が全体の三四・六%、九一二人の農業労働者がおるわけでございます。

そうして、その農家の世帯人員と一々四二六九戸の農家に一五、六四四人の家族がおります。

従つて、商業労働者が四、六七四人で八、四九〇人の家族を養ひ、さらに製造業の労働者が二、六五六人で五、六三七人の家族を養つておるのに比べますといふに、農業が占める位置が重要であるが、いかに思ひます。それにもいかにあらず、農業に

従事する人は昭和三〇年には、九九三五人もあり、三一年は、昭和三五年、すなわち、五年間に八一九

人もの農業労働者が減つてしまつて九一六人にかつておられます。

特にその中におきまして、青年男女が平均四割位減つておるのでございます。すなわち、一五キから三〇キまでの男女の労働者が四割位と減つておるのでございますから、年々農村におきましますところの青年男女が、餘り市を離れていくという傾向が、この中に見られるのであります。

どうして三〇キから四〇キまでの女子の労働者が多クではございませうか、これも、この中に書いておるおと、ということでもございませう。このことは、麓山の農業が女子の手に移つておるといふことを、如実に示しておると思われまうのでございませう。さらに、この点を踏

層別に見ますると、昭和三〇年には、専業農家が

全体の三七・四%であったものが、三五年には、三一・八%と降り、五・六%減つてゐるのでございませう。

オ一種兼業農家もこのくらひからつて八一%が減少してあります。このくらひに反してオ二種兼業農家が一二一・七%も増加してゐるといふ事實でございませう。これを県下の平均と比べて見ますと、専業農家の割合は割合で一三・四%も、銚山市は少ないのであります。オ一種兼業農家も同様にして一三・三%がすなわいのに対してオ二種兼業農家は一四・七%も多いことがわかるのであります。このことは、銚山市が産業別に見たとき、工業、即ちオ二次産業の割合が非常に少ない中におきまして、このようない実態であつては、銚山市の産業施策がどこにあつたのか疑がわゆるのであります。

私は、このように現在著しい勢いで農村が分解し、さらには、館山市の農業が分解している中におきまゝ、まゝで農業構造改善事業の実施に当たつてこのやうな農村の分解、さらには農業の分解についていかに対処して参つたか、お伺いしたいとござります。オニッポクにつきまゝでは、昭和三七年に農業構造の改善事業の指定を受けた直後に館山市におきましては、一ヵ地域にのたりまゝで、農業構造改善事業推進説明会というところで、一億二千万円事業資金を均分して事業計画を立てていきたいということ、で説明がなされて参りました。一ヵ地域から、昭和三八年三月に六地域によつて行われまゝなところ、同様の説明会におきましては、重点的領域を一、ニカ所し、ばつて実施をうていきたいという説明が

かまよて参りました。なぜ、このように為一に行なつて  
いくといふことによつて、発足したところの改善事業が一  
年たらないうちに変更せざるを得なかつたのであるか。  
この点を伺ひたいのであります。こゝらう点を合  
めまゝて今日に至る農業構造の改善事業の今日まで  
の経過を具体的に説明をしていただきたいと思つので  
あります。オ三丁目には、農業構造改善事業費の  
ことについて、お伺ひたいと思つのでござります。

事業規模は国の法律によりますと、大むね一事業体  
に對し、一億一千万程度で行なつてもらいたいとい  
ふことが書かれてあります。

釧路市では、一億二千五百万円程度に、一実施した  
といふことを伺つてありますけれども、こゝ点は何ど  
うなうでありますか。そうすると、農林省の補助

金が昭和三九年に実施する県下の一一地域では、最高額の五千二百三十五万円の補助を熊山市は受けらるわけでございますけれども、残り資金については約七千万円はどのようなふうにして捻出さして行くのでありましようか。この点をお伺いしたいわけですが。

私は過去において、新農村建設事業として熊山市が支出した金が五千万円と伺い、現在では、本年度予算に千六百万円の資金が計上されております。これらの面を考へ合せて、農業構造改善の実施に伴い、他の残り融資金が市の予算の上にとらには、系統資金の上に影響は与えないのか。これらの点を具体的に伺いたいと思つたのであります。この点を誤りなく、農業構造の改善事業が、改善事業になるおそれが多分にある

と思うのであります。

才田の点は農業構造改善事業の実施は、館山市農業をいかなる方向にもっていくのか、お伺いいたいであります。新農村漁村建設事業で有効な送の設備をいたしました。このことは知っておりますが、その他の面ではどのような施策がこの事業の中であったか、お伺いいたいたいと思うのでございます。

さらに主産地作物の造成に対するところの補助事業をいかに参つてきております。このらう事業とこのたび行われるところの農業構造改善事業とは、どうよろしく結びついていくのか、この点についてお伺いいたいでございます。

私がこういふ点について本当にお伺いいたいたいことは、昭和三五年の農業所得、館山市におきます一人当りの

収入が八万七千二百円なのであります。

昭和三四年より三千五百円、減少しておるのでございます。こゝを鑑み市におきましますところのオ三次産業、すなわち商業、サービス業、こうしたものの平均が二十九万九千八百円であり、昭和三四年に比べて三万四千七百円も増加しておるのでございます。即ちオ三次産業とオ一次産業の農業との格差は、昭和三五年で何と一人当り二十一万二千六百円もあつたのでございます。今日、日本う経済は、年々上昇をたどつております。その上昇率は、約一〇％にならうとっております。こうした中におきまして鑑み市の農業が昭和三四年から三五年に対して減少しておるといふ事実、さらにかうした事実は、今日に至つても解消さへていない点が見うがせないうのでございます。

この点についていかに考え、そらうて農業構造改善  
事業の中においてどのような形において解消して  
いくのか、私は伺いたないのであります。

最後に農業構造改善事業の実施につきま  
して、熊山市は今日に至るまでの間に農業の将来に  
対するところの長期計画、このようかもを立てら  
れたらどうかという点でございます。

一昨年、千葉県におきましては、昭和六〇年度を  
目標として、完全自立農業経営の造成、さら  
には、過渡的な自立農家の形成、健全兼業農  
家の形成、さらに所得の倍増、健全農家の育  
成とこの点について長期計画を発表し、それ  
に基づきまして農業構造の改善事業は、推進して  
ありますけれども、熊山市においてはこのような長

期約の計画が作られておるのか。そうしてそれは、どの  
ような形において、今後の農業構造改善事業と結  
びついて行われていくのか。お伺いしたいのでございます。  
新聞紙上にありますと、この六月をもって農業  
構造改善事業の指定地を決定し、そうして果  
にこれを上申するということの方が流されてあり  
ますけれども、現在どのような規模でどの地域に、  
どのような話が、どの程度進んでおるかということに  
ついてはお伺いいたしません。  
以上をもちまして、私の質問にかえさしていただき  
ます。

(市長 本町 議 君 登壇)

・市長(本町 議 君) 辻 田 議員さんのお質問に対しま  
してお答えいたします。

才一点、農業構造改善事業の指定を受けていかかる  
経過をたどってきたかというや質問のようでございます  
が、これにつきましても、昨年九月五日指定を受けて以  
来、所管課員の研修、先進地の視察を行い、まづ  
取組みから知識の吸収に努めて参ったうでございます  
ます。

一〇月一二日、館山市農業構造改善事業協議会  
を設置し、本市農業構造改善計画の調整そ  
の他、実施に必要な調査を行なっております。

なお、本年三月より市内農家に対し、本事業の趣  
旨及び内容を普及徹底せしめるために田村地区  
を対象として説明会を行い、その後においても部落  
の要請による座談会等に出席し、たむいっそう  
の普及に努めたうであります。一応説明会、座談

会の終了を見かねたので四月中旬各部署に対し、事業  
実施の希望を申し出るように通知し、実施希望を  
部落を取りまとめ内容の検討を行い、六月六日本  
市農業構造改善協議会に報告し、目下、協議  
会において検討中でございます。

オニの市實地農業構造改善事業計画の実施  
が農村の分解を求めて一割農政の老練をもつて  
いるが、いかに考えておるか、こゝに對してお答え申  
上げます。

農業構造改善は申すまでもなく、農業と他産業  
との所得格差をなくすることにある。事業の実施  
はこゝろ目的にそうものでなければならぬ。

実施地域農民は新しい農業経営方式による所得  
の向上を得らる計画の実施でありますので、農村の

分解というふうなことは考えられないと思うのであります。  
オ三の冲實向農業構造改善事業の市の補助金  
融資金についていかに考えておるか、これに対するお答  
えを申し上げます。

農業構造改善の事業費は国、市町村全国平均  
九千万円が半額国庫補助、融資金単独事業費、  
二千万、計一億一千万円となっております。

各市町村の実情、農地の広い狭い、農家戸数等  
によつて差が付けられるようになっております。

本市の場合には、事業総額約一億三千万円と推定して  
おります。補助金五千四百三十万、受益者負担  
担額同額、単独事業費二千五百万円。

補助の内各を申し上げますと、土地基盤整備事業  
に対しては、前には五割でございまして、今度け

七割に上つたわけでございます。

近代化施設に對しては、五割の補助となっております。受益者負担額、八割は、長期融資がなされることになります。

四五農業構造改善事業の実施は、餘り市庁農業に對しては、いかに意義を持つか。それは、いかに計画で進められてゐるか。こういうやり方、費用でございませうが、現在う農業経営の方式は、水稻を中心として、こゝに酪農、果樹、蔬菜、花卉等も取り入るゝ。いろいろ多角経営でございませう。従つて、次代をにらう人が労働過重でその上、所得がすなわいので農業に見切りをつけて、有利な他産業に走るといふ現象が起つてつたり。こゝを放置すれば、農業の経営が果して維持できるかどうか。甚だ、老後の

念を禁じ得ないものでございます。

このような折から農業構造改善事業の実施により  
農業の合理化経営のもとに所得の向上を期し得  
らるるならば、本市農業のきわめて重要な意義を  
持つものであると確信いたします。

しかしながら事業の実施につきましても、市の補助  
及び融資がなされるとはいえず、個人が多額投入は  
論を待たないので地域農民の理解が望まるところ  
であります。このためとて目的を達し得ないので  
あります。事業内容の検討はもちろんのこと、然る  
る点も重点を置き、地域を指定して実施されるので  
あります。

第五の竹箕河、農業構造改善事業協会の実施  
はいかなる見通しでいつ頃、どう地域をどうように

て行ふ。これに對し、お答へ申し上げます。

現在、本市の農業構造改善事業協議会に地域決定を諮問してありますので、近く答申がつかれる見込みであります。これによつて果ては指導もあつたが、三九年度より、実施目途を立てて、現在進んであります。以上でございます。

なお、課長もおりますから、詳しういふことは、課長から説明申し上げさせます。

一〇番(辻田実君) 個条的に中實内いかに参りたいと思つております。

まず、オ一点でございますが、農業並びに農村の分解は考えらぬかという事を申されておりますが、先ほども私が申し上げましたように、非常なる勢いで分解をしていく事案がござります。

特に年少労働者が従来の農業従事者よりも一五％か  
ら三〇％までの人たちが田舎前段、男女を問わず減って  
おる。そうして若干女子に移っているという傾向。そうい  
う中にまきまゝで、才二次農業外の所得を中心として  
農業を営む、こういう不健全な農家が一口数パーセ  
ントに上ってきておる。この傾向は三五年がこういうま  
うな状態でもございまして、三六・七の資料というものが  
ございましていへども、三六年、七年はもっと顕著に現  
れおるのではないかというふうに考えておるわけでもございま  
すけれども、この傾向は、農業構造の改善実施に伴  
って全面的に解消できるところ問題かや、そつ点について  
もうサー、具体的にや説明願いたいと思つたわけでもござ  
いませう。

農産統計課長(伊藤幸太郎君) 私の方からお答えいたします。

当初通告のや、箕川の要旨の点でございますが、今お話をございまして、現在、農村の現状がこうである、ということでも話を承りつたのでございます。

箕川の内容、農村の分解、ということとは、農業構造改善事業をやることによつて、農村分解が起るのでは、ないか、というように私拝聴いたしました。そういうことでございまして、やはり承願いたします。

いろいろ数字によつてお示しがございまして、確かに、そういう現象は、全国的な農業形態の上で現われておることは、事実だと思つております。そういう農村の現状を救う意味で、今度の農業構造改善事業の実施がなされるのだ、というふうに私も考えております。でありますので、いろいろ問題もございまして、

この事業を完全に効率的に実施することによりま

して、こゝろかうな現象を防ぐ、そうして将来の農村  
振興をはめて参りたい。こゝろかうな気持でこゝろ事業  
を実施して参りたい。こゝろかうに若えております。

一、番(辻田実君) その点でございますけれども答弁の件  
では明確にさしなかつたわけでございますけれども、  
農村が分解してきているという事実を農業構造の改  
善をするに当って当初立案のときに市独自の農  
業構造の実施母体となつて、銚子市全域にわたつて  
農業構造改善を実施していくということが説明  
さし、宣伝さしたわけでございます。私もその点に  
ついて、前市長が直接説明に参りまして、何んなこ  
とでございます。

二回目、今年三月の一日でございます。

銚子の農業改良普及事務所には、その説明を承



戸の農家が多すよくなつたところでもって、残りの九〇〇〇  
残らの農家がさらにかくーた状態の中へ陥れば分解  
というものは、さらにかくーた進志、このように考える。非  
常にに配してあるわけでございます。その点について  
農村が分解してあるということについてはもう少し  
納得のいく説明をお願いいたしたいわけでございます。  
・農産統計課長(伊藤幸太郎君)オ一回う各部落を回  
わりまわした際、の説明の内容につきましても、大へん  
申し分けございませんが、その当時、おりました  
ので、わりませんでした。この役目を引き受けまして、多サ  
勉強したのでございますが、いろいろ総合的な農業  
構造改善事業をやるのだということは、おそろしく  
当初からなめたのではなめらうかというふうに考  
え、わけでございます。農業構造改善事業と



あくまでも今やに配う点のむいように慎重に実施して  
参りたい。めうらに私考えておるわけでございます。

一。番(辻田実君)法律の精神から参りますと、終花的な  
面については、行わないというふうなことをおっしゃら  
いますけれども、昭和三七年に制定されたところの農  
業基本法の前段におきまして書いてあるべきを熟みます  
と、農業従事者の自由な意思と創意工夫を尊重  
しつつ、農業の近代化と合理化をはかつて、農業  
従事者が他の国民各層と均衡する健全で文化的  
な出生を養ふことが出来るようにすることは、農業  
及び農業従事者の使命に於てなされるゆえんのものと  
あるとともに、公共の福祉を念願する、わが国民の  
責務に属するものであります。

この精神、また農業委員会法案にあるところの英



いうことがうたわけておるのでございまして、そういう面では、純花的では云々というところでなく、**重点的**というのは、そういうような広い範囲でやるということも、狭いことであるということも決定されると思っています。

その点について十分考慮して、これからの運営について、百万円の農業近代化資金を借りて、酪農を入れようとしても、農協に金を借りられなくて困ってゐる。人がたくさんあることも知ってゐるのであります。借りようとしてもカントさへておりました。

そういうようなものを借りることができないということになったときと、法律の精神にも反する。これについては、**農業基本法**、**農業改善事業実施要綱**、そういうものを十分考慮して、そういう一人一人の農民の農業は、改善できるというふうなぞ



上げまゝにしように、個々の農家が農業を近代化しよう  
というときに、近代化の事業に対して、この構造改善を  
実施することによって、五千万からの近代化資金がそちら  
に流れることによって、そういう面については、影響を与えな  
い。しかし、この点については、何か受益者が負担するから  
ということでは片づけられない。たけい七千万に及ぶと  
ころの金は、どうも足りないが、系統資金は農協にある  
のか。それについて、個々の農家が牛を買いたいとか、  
花をやりたいとかいって五千万、百万を借りにいつたとき  
に農業構造改善の資金に使ったのでは、ないというふうな  
ことをいわないということが、保障できるかどうか、私  
は質問したいわけでございます。

・農産統計課長(伊藤幸太郎君) たいいもうや質問でござ  
います。今度の農業構造改善事業、これは、片

承知と思ひますけれども、早くまでも新しい一つの事業として国が補助金及び融資のウケを別に予算化してゐるわけでございます。でありますので、ここにお示しをした五千円近い受益者負担分の融資の関係によつて他の近代化資金等がそのためになくなる。サウくなるというところは、おそらく有り得ない。めように私も聞いておりますし、信じております。

一〇番(辻田実君) その点につきましては、そういうことがあつたところで、私が申し上げても、仕方がありませんので、今う課長さんや、答弁をさうまゝ、よともく受けとめて、将来、近代化資金を借りたとき、そういうふうなことで、断つらぬことがないことを、念じながら、打ち切りたと思ひます。

次に農業所得は、全般的に実施すれば上るといふこととを簡単に申さなくてはなりませんけれども、さっき申したように、重点的に一地域か二地域、そういうことであれば、受益農家というものは、約二〇〇カ至、五〇〇位だと思ひます。鎌倉市には、九、〇〇〇戸もあります。

本当にその面では、九〇〇戸の農家が対象になって、基盤整備、主産地形成が行われても、一割でござります。その面を心配してあります。そういうことになりなすかと。

他の八、〇〇〇人の農家の人たちの所得は、農業構造をやることによつて上るかどうかという事です。

農業構造改善事業が主として、基盤整備の面については、畜産酪農の育成と、畜産地形成とか、そういう面、畜産酪農の育成とか、そういう面については、ほとんど指導しては、おられない。そういう面の融資というものは、制限されておると

いうことについて、農村が分解して農業の手が女に  
 わたつておるといふ状態の中で果して所得を全額  
 的に上げらるゝめどうかといふことを考える。むしろ  
 逆になることで悲観しております。その点は多ク  
 重複しますが、お伺いしたいわけでございます。

・農産統計課長(伊藤幸太郎君) 今度の事業が先ほど  
 申し上げてまいりましたように、いりゆる全地域にわたつての  
 事業実施といふことは不可能でございます。と申  
 してすうは、よくまでもこの事業は、国の補助事業  
 でございます。一六ワフが割当がきております。  
 でありますので、この割当の範囲内におきましても、  
 いりゆる重点的になら、もっと、簡単に申しますと、今度  
 の場合は国がある地域にパイロット地域を依つて  
 実施しておると同様に市町村におきましても、一地域

昔をパイロット・モデル地区としての事業実施という面が  
非常に多いわけでございます。かように私考えておま  
わけでございます。従いまして、今度実施されるよう  
とすゝ受益者の所得倍増とかいう面はよくなる  
けれども、他はどうなるのだというや、質問があった  
わけでございますが、遺憾ながら、あくまでも  
ワクウ中で示されておる事業でありますので、で  
き得れば、全市地域についても、そういうものを  
やりたいという気持は十分もっておるわけござい  
ます。今回の場合、今申し上げたような事  
業体による実施でございますので、あくまでも、  
重点的な施策を一二分に打ち出しまして、それ  
に当たった次の他の農業経営の面については、今  
後の課題として農政の大きな課題として考え

て参りたい。こういうふうな考えであります。

一〇番(辻田美君) 最後になりますけれども、その点については、関係委員会において十分審議して参りたいと思えますので打ち切ります。館山市におきましますところの農業構造改善に伴って、この目標があるうかどうか。この点について、千葉県におきましますところは、このように躍進するというパンフレットまで出して具体的に昭和六〇年度までに農業はどのようなふうになるかという点を明示してあります。館山市においては、五年先、一〇年先には、今の農家所得がどの位上っている。農家はどのような農業を育成していくか。という目標があるうか。この点についてお伺いたいわけがござります。

・農産統計課長(伊藤幸太郎君)再三申上げましたよ

うに、今度の大きな事業を契機といえしよ、先

ほど申上げましたように実施されるわけだが

相当出るわけでございます。でありますので、モデル

的に依らねた実施地域に従いますところの、そ

いらぬ農家の方たちの経営の合理化、農村全

般的問題、そういった問題をこの契機として私と

も十分考えて五年乃至一〇年間の、いろいろございまし

ょうけれども、それらの方針を立てて考えて参りたい

というふうに私も今々ところ考えております。

はつきり申上げますと、今々ところ広報や、或いは

雑誌に掲げていく計画はございませぬ、しがい

も本報、今、申上げましたように今度の大きな事業を

契機として、そういった問題についても十分考えてやる

参りたいというふうな考えであります。

一、番(辻町実君)今つやう説明ですと、ないようござ  
います。が、ひいとなる。農業基本法、その他の実施  
要綱については、そうして長期約な計画に基いて、  
実施していくという事になっておりますので、そうして  
面々も多少疑問がある。

私はそういう面であえて、農業構造改善事業を行  
わねばならないと、~~本~~こうという事は申上げてま  
し。一億三千万という膨大な事業、そうして、  
農業は、産業の中における地位は、非常に低い。  
簡単にそういう計画がないままにやっついていくという事  
は、我々納得できない。こう点については、~~や~~早く  
に経済委員会、その他つ委員会を設けよう、ま  
ちんと方向を定めて行なってもらいたい。さもないと

この膨大な金が死金になるという危険を我々は憂える。さらに農業構造改善事業の推進主体は、市町村でございませぬ。決一々協議会とか、そういう外部団体では、ございませぬ。市町村が構造改善の推進協議会に計画を提案し、諮問一々行うということがはつきりしてまいります。従いまして、この事業の推進に當つて、市が明確に立てた上になつて関係協議会その他において十分の納得のいくような方向を定め、てもらいたいわけでございます。

現在のですと、どうも市当局、市独自のやうな面が見られない。そういう面におきましては、分りませんが、この事業は、そういう形の中でやらねばならない。念が非常に大きいわけでございますけれども、その点については、どうお考えになりますか。



一〇番(辻田実君)私は最後にこの農業構造改善事業  
が協議会、その他において決定—ヨーロッパで、議会にお  
いて承認—したいと、ききたいというふうな形が取らな  
いようになりたいと、ききたいというふうな思いうけでござい  
ます。従いまして、そういう面におきまして、常任委員  
会とか、さらに関係機関の中において、議会も十分  
な連絡を取って、さつき申—上げましたような計画実  
施に当たっての具体的な意思疎通という点について  
話し合いますし、そういう委員会を運用—したいと思  
います。どうか、その点を伺います。その点の御回答  
を得らなければ、すべての問題は、その委員会等にお  
いて具体的に進めていく方が効果的ではないかと  
思います。それで、その点については、いかがでしょうか。

・農産統計課長(伊藤幸太郎君)最後に決定につきましては

しては、先ほど市長からも、中、説明申し上げましたように、目下、勘議会に何か所々の候補地につきまゝの諮問をお覆いするわけでございます。

その答申を待ちまゝで、可否、果、或いは、固う指導、助言を得まゝに決定して参る段階にもつて、参りたい。その場合に、これは、あとあとの問題で、今、申し上げることは、どうかと思ひますが、当然、大きな問題でございますので、議会関係におきまして、何れ、らう機会に一応、中、相談を、して参りたい。そう、いうふうに、私としては、考へております。

一々、審(辻村実登)その点について、議会、常任委員会に、は、か、つて、審議の上で、決定して、いただきたい。という、こと、の中、回答が、あつた、よう、で、ござい、ます、ので、いろいろ、口、寸、について、お、伺、い、たい、こと、も、あ、り、ま、す、が、

これをもつて、打ち切りたいと思ひます。どうもありがと  
うございませう。

議長(黒川佐太郎君)一四番議員、志村信作君も登壇願ひ  
ます。

(一四番議員、志村信作君登壇) (拍手)

一四番(志村信作君)私、質問は、まずオード、館山市繁栄の  
一環として、工港區設定につき、どうかうふうの構想を  
おは、お持ちか、という質問でございます。

館山市の人口を増加させる方法といたしましては、館山市  
市を、包圍いたします。周辺の都市を、合併することが  
もっとも必然であり、行われてゐることは、他の町村を見  
ましても明らかでございます。

二つ目は、工場を誘致するということでございますが、  
工場を誘致いたしまして、人口を食ひ止めることので

きますと同時に、需要に応じて他の地方からの人  
 口の導入が得らるからであります。もう一つは、この周  
 辺の都市を合併することと工場を誘致することとこの  
 二つを権衡すること、この三つが大体人口を増加する  
 道であらうと思ひます。そうして人口の増加は、とり  
 もなはず、釜山市が繁栄する原動力であるとい  
 申し上げることには、当然のことと存じます。

そこで釜山市は臨港新都市であります。昔から  
 釜山港ととも、栄えてきた都市であるといふ  
 観光からいたしまして工場誘致に努力するとともに  
 港灣を整備して、その利用度を高め、現在あり  
 ますところの釜山商港兼漁港、船形漁港のほかに  
 さらに工港を建設して大型船の横づけ荷積み、  
 荷おろしの岸壁を設置し、材料の搬入に備へるべき

だと考える次第でございます。

工場誘致につきましても、受け入れ態勢に万全を期す  
べきでありまして、そうすることが、産業発展の推進力  
であり、館山市を繁栄に導ぶことになると思われ  
ます。

なお、それについて、館山駅を中央駅とする臨港  
鉄道の敷設も考えるのであります。

まず、館山市繁栄の一環として、工港区設定の構想  
の有無について質問いたします。

二番目は農業構造改善事業と観光農業の関連  
性について質問いたします。

農業構造改善事業の本質については、先ほど来、  
質疑応答があり、大体済んでおると思われます。

当市は、今回農業構造改善事業の指定地となりま

一に、このときにも、農業構造改善事業のあり方について、質問するものであります。

館山市は観光都市であるから、農業構造改善事業を計画するに当りましては、その造成計画を観光の一翼を持つべき方向にもっていくように計画すべきだと考えます。

そうして農家収入をいっそう多く上げるべきだと考えるものであります。あつたまに、農業構造改善事業を観光農業とするよう、関連させること、大いにおすまいの向題ではないと考えられます。

農業構造改善事業の対象となる生産物は、大体におきまいて、先ほどもお話がありましたか、果樹、花卉、酪農などでありますから、広大なる果樹園、造成例、えび、びり園、みかん園、桃園、柿園、梅園等を総合

約に取入りの一単位七、八町歩乃至十町歩位の果樹  
が造成され、これが単位に努められ、観光客にゆだね  
物、もぎ取り等として販売する。駐車場、休憩所等  
を施設すればよいと思ひます。大量生産に力を入  
れしきすうで、余剰生産品は出荷輸送や、かん詰め  
なども加工に回し処理すればよいと考へます。  
こゝに努かりて観光農業を経営し、農家経済を豊  
かにし、市の観光政策に合致せしめるべきだと考へ  
る次第であります。農業構造改善事業の指定に  
当りまして、市の所見を伺う次第でございます。

(市長・本間 謙君登壇)

。市長(本間 謙君) 志村議員さんの質問に対して  
お答え申し上げます。

初めの問題は、館山市繁栄の一環として工港区を設

定につぎ、いかなる構想ありや、こういうことでございませうが、私もよく知りませんが、いろいろな研究もして大体わかっているんですが、つまり釧山市の漁港のほか工業用の工港設置の意思があるかどうか、こういうことでございませう。これに工業によって発展している各地の港湾は港湾法によって指定され、工事を実施し、整備されていくのであります。承知の通り、この港湾法で重要な港湾とは、国の利害と関係する港湾であります。

重要港湾で今まで釧山港は商港に指定されておるわけでございます。承知の工業港は必ずやあります。港湾管理法に示されておるよう一般の機械とか鉱石とか大量のばら積みを通例と

する場合であつて、当釧山市の港灣は、その必要性が今のところないやうでございます。

そういうわけでございますから、今直ちに設定するという意思はございません。

釧山港については、去る昭和二七年より工事を起して整備に努め、大むね計画通りに完成してあります。地方港灣として指定を受けて一四年を経過したにも拘りならず、工業部内の発展は意圖のとく口ならず、まことに遺憾に考へるのでございます。このほか、おもな原因は水資源の不足と電力の不足ということでございます。工業が發展しなかつたわけでございます。ただ今、水資源の調査を以て大体人口十万人位の給水が可能だ、こういうことがわかつてきておるわけでございます。それから、工業誘致、

観光の施設もいろいろの仕事もどんどんできると思います。  
ます。そういうふうになつてくれば、またその必要がある  
と思ひますが、現在の場合ですと、そういう必要がまだ  
ないと思へておられます。

次に農業構造改善事業と観光農業との関連に  
ついて、こういうや質問でございますが、なかなかおぼつか  
しうけでございします。農業構造改善事業は現  
在の経営方針をあくまでも改めて所得の向上という  
ことごありしますので、今後大いに期待されるわけだ  
ございします。

事業の実施につきましても十分考慮して参りた  
いというふうな考えでございします。

。一四番(志村信作君)ただ今、や、陳説明により、ま  
大体、了といたしますが、お、これは、大へん大きな町

題ばかりでございまして、今、全然然、こういう考えが  
ないということでありましたか、将来に備えて、今から、  
こういう構想も考えらへておられることが、大へん結構  
だと私は思います。

二番目の観光農業ということも観光と一マ立って  
いる、熊山市におきましては、こういう方面も、観光に結  
びつけまして、市長さんが、農家の収入を上げる方  
向まというふうなお話でございまして、これが根本  
でございまして、ただ出荷するばかりで、ひく地えで  
も相当売れる。また地えからうみやげものになる  
というふうなことで、そういう方向にもっていてもらう。  
そうするのと、よって観光客の増加もある程度はか  
いまるのではないか、一石二鳥の考えだと存じます。  
で、何か、この点に、留意願いたいと思っております。

・議長(黒川佐太郎君) 午前中うの全議はこゝにて休憩  
いたします。

午前 十一時四十九分 休憩  
午後 一時二十七分 再開

・議長(黒川佐太郎君) 午後の出席議員数三五名。

休憩前に引き続き会議を閉じます。

日程才四乃至才一入を一括議題とし、こゝより、各  
議案の説明を求めたいと思ひます。

こゝに於て異議ありませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(黒川佐太郎君) 於て異議なしと認めます。よつて

こゝに決りまゐつた。

(書記胡統)

議案才六二号

館山市取員定数条例の一部を改正す

る条例の制定について

・秘書課長(小倉澄男君) 議案才六二号につきまゝして、胡統  
明申し上げます。

こゝは、市の取員の定数条例の一部を改正すまゝので  
ございまして、才四の選挙管理委員会事務局の  
書記が地方自治法の才一九一条の全文改正により  
まゝで、先般までは、「選挙管理委員会に書記を  
置く。」といふことになっておりまゝたものが、こゝたび、  
「書記長並びに書記、その他取員を置く。」といふ  
ふうに改正まゝのまゝで、それに合うべくここに書  
記長一名、書記二名を置くといふ定数条例の改  
正を提案した次才でございす。

なお、改つ消防本部消防署の取員でございすが  
こゝは、消防署の取員四二名という定数条例を  
このたび、消防署が新たにできまゝにたつきまゝに  
今までは、あつち市長事務部局の取員が消防署  
の取員を兼務してまゝでしたが、この際、新たに  
本部取員を三名、予報係を一名、その他に給油、  
現在予算に計上いたしてあります。給油係を  
一名、並に整備工場の方の技師一名、用人一名、  
それから、消防取員の方の人員配置につきまゝに種々  
検討いたしてまゝにたが現在までに消防取員の  
人員配置につきまゝしては、消防車一台につきまゝに  
理想的な配置は七人ださうでございします。

しかし、現在は四人でやつてゐる。かゝる増員し  
たいと研究してまゝにたが、この際、四名、本部に

勤務する取員につきまゝにて四名の増員をここに願  
いいたし、計四一石に一石の増、五二石、これは  
消防本部と消防取員を合わせました件数の増員  
を提案した次でございす。よろしくお願いたし  
ます。

・議長(黒川佐太郎君) 議案才六三号、六四号、六五号を  
朗読させます。

(書記朗読)

議案才六三号

館山市消防本部条例の一部を改正  
する条例の制定について。

議案才六四号

館山市消防署条例の一部を改正する  
条例の制定について。

議案才六五号

館山市消防団条例の一部を改正する  
条例の制定について。

消防署長(岩田実君)議案才六三号、六四号について中

説明申し上げります。

中承知のように入本年の三月北条一七六番地にあり  
ヨ一七消防庁舎が神明町旧市役所跡北条一七  
八七番地の一に移転いたしヨ一七の地で位置の変更を  
一七のわけでございます。

なお、昭和三八年四月一五日消防法並びに消防組織  
法の一部改正がございまして、これに伴いまして、法  
改正に合致するように所管の条項を追加いたした  
わけでございます。

それから自動車整備工場、市が給油取扱所の設  
置を現在建設途中でございますので、これに伴う  
所要の人員の増加、並びにこれに伴う  
管条項を加えたわけでございます。

それから、議案才六五号について申説明申し上げます。  
これは、消防団の編成の改正案でございますが、昭和三  
十六年八月一日消防庁告示、告示才二号をもちまして  
消防力の基準が告示さいまいた。この基準により  
ますと、市街地より相当離れた遠隔地の消防力をも  
っと強化せよというように示されておるでございます。  
それに伴いまして、今まで市内に二三個分団ございま  
す。この二三個分団は自動車、車所、或いは、手びきガ  
ソリン一両につきオートマ、オートゾロ、分団と称しておいた  
のでございますが、これが、自動車、一台乃至三台、ガソリ  
ンポンプ、或いは、手びきガソリンポンプ、小型ポンプに  
りましては、三台乃至六台位をもって一分団と称せよ。  
自動車一台、或いは、ガソリンポンプ一両については、部  
と称せよというふうに示されてきたために、今まで二、三個

分団ごぞいまいた分団を九分団といたしまゝで、なほ  
先ほど申し上げまいた遠隔地の消防力強化のため、  
九重地区におきまゝでは、今まで自警団で守っており  
まゝの三地区を消防団に吸収いたしまして、三部を  
一個分団といたします。

また豊房地区におきまゝでも、同じく従来う自警  
団三つをそれぞれ三部といたしまして、計九分団、  
部にいたしますと、二九部に改正してわけでございます  
ただ、人員の点におきまゝでは、現在の条例によりま  
すと、定員五三七名以内というふうになりまゝのもの  
を五〇〇名以内の改正いたしました。

これは、現在の消防情勢から、非常に団員の確保  
が困難であるという点と、小教精鋭主義という二  
つが目的から、団員の定数が変更になつたわけござ

います。

なお、そのほかにも、今まで団員の階級といえし、本部  
長、それから分団の中にも副分団長、という階級があつたの  
でございまして、これは、同じく消防団の階級改正により  
よいて、今度は、本部長、副分団長、この階級は認めら  
ないといふことになつたために、改変したわけでございませ  
う。なお、時代に合わせて、団員の報酬も今まで少ない  
のでございまして、ベースアップしたわけでございませ  
う。多分の値上げといふことになつたのでございませう。

以上、説明申し上げました。

議長(黒川佐太郎君) 議案才六七号を朗読させます。

(書式朗読)

議案才六七号

館山市市税条例の一部を改正する

条例の制定について

。税務第一課長(高木哲三君)議案才六七号について、説明申  
上げます。

この改正は、昨年税制調査会より三八年度より地方税  
に対する答申がございまして、たばこ消費税、電気が  
ス税の負担の軽減をはかるために、電気ガス税を一  
下げまして、その財源措置といまして、たばこ消費  
税を一・四%引き上げ、百分の十三・四とする。その改正  
でございます。

この改正によりまして、たばこ消費税は、約二十万の  
増収にまいります。現在るところ、電気ガス税は十  
万の減となつて二十万程度増収ということになつて  
まいります。

にございますの数字は一月間でございまして。

。議長(黒川佐太郎君)議案才六八号並びに六九号を議

読いたさせます。

(書記胡統)

議案オ六八号

館山市防災会議条例の制定について。

議案オ六九号

館山市災害対策本部条例の制定について。

・総務課長(山口実君)

議案オ六八号及び六九号について説

明申し上げます。

提案理由について申し上げます。

昭和三七年七月一日に災害対策基本法なるものが  
施行されました。その災害対策基本法によりまして  
市町村に準則が参ったので、この二つの条例は、そ  
の準則に基いて提案したものであります。

災害対策基本法の概要を申し上げます。

わが国は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波  
等の自然現象等による災害だけでなく、世界に例

を見たい災害常襲災國でございます。年々尊い人命を取らぬ、国民、公衆施設に莫大の損害を与え、わが国におけま福祉増進、及び経済発展に重大な障害となすおそれあります。

こゝような状況にありながら、従来う災害に対する国の行政施策は各省、庁に分散いたしまし、災害に対する総合的な行政が欠けておたうでございます。そのため災害が起きた場合に一貫した計画がなく、災害防止にまことに困難な実情にあつたのでございます。こゝらう実情に対しては、総合的な災害対策の計画が方々から、要を互さふたのでございます。

災害対策基本法はこの要望にこたえ、災害予防災害応急対策、災害復旧、災害に関する金融

措置等に關しきりて、従来の不足してゐる点を補い、  
さらに防災にむける国、都道府県、市町村、公営機  
関、その他いろいろ責任と役割を明らかにいたしまして  
国及び地方を通ずる一貫した総合的な防災体系  
を確立いたしまして、防災行政に遺憾なきやうに期  
することがこの趣旨でございます。

次にオ一条について、説明申し上げます。

オ一条目的でございますが、ここにござりまする災害対策  
基本法、昭和三六年法律オ二二三号オ一六条、オ  
五項の規定でございます。その内容を申し上げます。  
「市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災  
計画の作成及びその実施の推進のため、市町村  
防災会議を置く」とあります。さらに「市町  
村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県

防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて当該市町村の条例で定める」とあるのであります。この一六条の趣旨によりまして、ミニミニ災害対策の会議の目的を示したうでございします。

次にオニ条の防災会議の所掌事務でございしますが、「館山市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。」

次は、「情報の収集してございします。三号に「法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務」とございします。その内容を申し上げますと、防災会議というものは、国に中央防災会議、地方に県防災会議、市町村に市防災会議、こういう段階がございする。ここにホーとした事務でございしますが、中央防災会議で行なう観、勧告の対象となること、次に市

町村防災会議の行なう暫勧告の対象となること。

そういうものは、おもむける仕事でございます。

次にオ三条、防災会議の復元の組織でございますが、これは、条例準則に参ったそのまゝを本市の状況に合せて作ったものでございます。

オ四条、防災会議に専任委員を置くというものでございます。

オ五条、これは、防災会議における部会を設置でございます。

これは、防災会議を完全に実施するため部会でございます。

次にオ六九号、災害対策本部について申し上げます。この目的でございますが、災害対策基本法オ二三条六項の規定でございますので、一応朗読いたします。

す。

「都道府県、又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における防災の推進を図るため、必要がある」と認めるときは、都道府県知事、又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は、市町村地域防災計画の定めるところにより、地方防災会議の意見を聞いて、災害対策本部を設置することができる」とんが六項におきこめて都道府県又は市町村の条例によつて対策本部を設ける。かういうふうの規定されておるやうでございませう。こゝが目的でございませう。

オ二条、組織でございませう。災害対策本部長は、法律によりまして、市長がなれることになりておるやうです。

オ三項「災害対策本部長の命を受け」と云々とあり

ますが、災害対策本部の事務のおもひものを申し上げますと、これは市として実施に關することでございます。防災会議で決定された防災計画の組織、こういうのもを整備することになるわけでございます。さらに、基く防災訓練などをすることになるわけでございます。

そういうことがおもひのことでございます。

あとは、準則で参つたものを、そのまゝに、いかかかされたものでございす。よろしく、審議願います。

議長(黒の佐太郎君)暫時休憩いたします。

午後 二時 一九分 休憩

午後 二時 二五分 再開

議長(黒川佐太郎君)休憩前に引き続き会議を開きます。  
議案オセロ号の朗読をいたします。

(書記朗読)

議案オセロ号 釜山市保育所条例の一部を改正する

条例の制定について

福祉事務所長(鶴沢實道君)議案オセロ号について

説明申し上げます。船形保育園の園児の定員

が従来六〇名でありました。今回これを一〇〇名に

改めようというものでございます。これは、船形の

東京都の児童学園の保育園が三カ年計画

で、廃園になり、新しい関係で昨年度に船形

保育園を新設いたしました。今年三月三十一日

をもちきりて、東京都の保育園が全面廃止になり

ましたために、さらに園児数がふえたために、今回

一〇〇名う定員に改正しようというものでございます。  
実際には果う了解を得て四月一日から増員して  
ございませうが、今回条列う改正をお願ひしようとい  
うものでございませう。

議長(黒川佐太郎君)議案オ七一号を朗読いたさせます。  
(書記胡統)

議案オ七一号 昭和三八年年度館山市公営住宅建設  
工事請負契約締結について、

建設課長(新井重助君)議案オ七一号について、説明申し  
上げます。

市営住宅建設事業は、昭和三五年より引き続きや  
つておりまして、今年度も大賀地先に二戸建設す  
る予定でございませう。

この工事は、一戸当り三一平方メートルの家屋で、

ざいこーま、約九坪五合で、今年度、こゝを建てまして八三戸とひきあうでございす。

去る六月の一二日に宇山工業株式会社、計工務店、高橋工務店、廣工務店、石井工務店、渡辺建設株式会社、新井建設株式会社、館山工業株式会社、山崎工務店、富士土建株式会社、大千葉建設株式会社、渡辺工務店、以上一二社を呼びよるに指名競争入れいたし、さしつかへなく、百六十ニ万三千円をもちこりて、宇山工業が落れいたし、さうなので、同社と契約いたしたいと考え、こゝに今回提案いたした次でございす。

議長(里の佐太郎君)議案オ七二号を朗読いたさせます。  
(書記朗読)

議案オ七二号、寄付の収納について。

・教育長(工藤和平君)七二号の提案理由を申し上げます。  
館山高等学校のP・J・Aから過般木造のわらぶき平  
屋建一棟の寄附の申し出がございまして、二十六坪で  
ございます。一昨日の二二日にこの贈呈式が行なわ  
れたのでございしますが、作業のようにならぬ館山高校は生  
徒が年々多くなりまして、とにもかくにも取員の数も多くな  
り、りけでございまして、現在五七名の取員を擁してお  
り、従いまして、定時制の教員の室でございすけれども、  
五時の始業前に取員が来るりけでございす。  
昼間の取員とダブルする時間があるりけでございす。夜間  
課程の取員の室がどうしても必要であるというりけで  
ございす。で、左側の室を充たしたいというりけで  
今度のものも教室に使用したいというりけでござい  
す。これを収容することになり、教員側から

いりますすと、能率の向上、生徒側からは、学習効果  
果の向上ということにたついで、これを受け入れたいと  
思うわけでございます。

・議長(黒川佐太郎君)議案オ七三号及び七四号を朗読  
いたします。

(書記朗読)

議案オ七三号 館山高等学校工業課程の備品購  
入契約の締結について

議案オ七四号 館山高等学校工業課程の備品購入  
契約の締結について

・庶務課長(千場伊右エ功君)議案オ七三号、七四号一括  
しての説明申し上げます。

館山高校の工業課程設備費といはしよる、七百二十  
万円を当初予算に計上してあります。必ず、購入

計画に基きまして、化学電気科、九十万五千四百二十円、  
三回品目でござります。

化学工業科の方が百二十七万五千五百円、二回品目を  
次の四業者を指定いたしまして、千葉県教材株式会社  
会社、株式会社木村電気工業所、沖電気工業株  
式会社、福井電気株式会社、電気教材の品目につ  
いては、文部省より指導要領、電気科編に示されて  
おりました。また化学工業科教材につきましては、全  
国工業界高校校長会議で協議して品目を決定されて  
もっております。

それ以外、県立京葉工業高校、千葉工業高校にから  
調整備するようになり、学校当局に指示されておるよう  
であります。

見積り合せの結果は、電気科の方は七十九万七千

百二十月で株式会社木村電気工業所、化学工業科の方は、百五万七千五百円、千葉渠教材株式会社、最低価格でありまうで、この両社と随意に契約をいたしたいと思います。よろしく御着議のほどを願います。

・議長(黒川佐太郎君) 日程オ一ニを上程いたします。議事日程についておかけいたします。

たゞいよ上程とわりまうた日程オ一ニは、説明に引き続き、幹議いたしたいと思います。

このくや、奥議ござんせうか。  
(「奥議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(黒川佐太郎君) や、奥議なしと認めます。よってさう決まう。

(書記 胡 菟)

議案オ七五号 昭和三八年年度六月に支給する期末手当

の特例に關する条例の制定について。

議案オ六六号 非常勤の特別取の取員に係る報酬

及び費用弁償に關する条例の一部を

改正する条例の制定について

・秘書課長(小倉澄男君)議案オ七五号につきコーマヤ

明申し上げます。本案はオ一条に起載してあります

す。通りに館山市の三役・議会の議長・副議長、

及び議員並びに一般取員の昭和三八年年度六月

一五日に支給されますところの期末手当に關する特

に定める条例うために本案を提案した次でございませ

こいは、先般末取員組合より期末手当の増額、条例

におきましては、百分の百、並びに勤勉手当が百分の

三十というものを条例化してございませすが、特

に、他市の状況を勘案し、連絡の要請をいたしま  
しては、二三割を支給し、参りよめたが、本市の財  
政事情等を勘案いたしよめた結果、その額をもつ  
てはとてもできぬといふことにつきよめて、いろいろ相  
談をいたしよめた結果、本特例に提案いたしよす。よ  
うに期末手当が百六十、それに勤勉手当が三十  
つきよめて、総額におきよめて百九十の手当  
をここに決定すべく、本条例を提案いたしよた次第で  
ございます。

オ二条に一般取員の期末手当の特例をうけてご  
ざいます。

オ三条には、議会の議員の期末手当の特例でござ  
います。

オ四条は、市長、助役、収入役の期末手当は、一般取員

の給与条例に準拠するという規定がございますので  
オ四条をうたいまゝ、オ二条の規定と同じ期末  
手当を支給するやうだということに改正するための特別  
でございます。

次にオ六六号議案でございますが、これは、先般入  
事院の観勧告によりまゝ、一般の給与ベースの  
改定が勧告されたのでございますが、鎌山市におき  
ましても去る三月の定例議会に提案いたしましたし  
て、片賛同を得たのでございますが、その際に非常  
勤の特別取については、議会の議員だけは、私員と  
同列に扱うのだということとで、附則に特別をうたいま  
す。支給したうでございますが、その後、種々執行  
部の方において検討いたしまして、結果、やはり  
議会議員だけに一月一日にさめ上るといふことは

適当でないという結論に達してしまし、せめて地方自治法に規定されておりました行政委員、即ち、非常勤の特別取組委員にいわゆる報酬及び費用弁償にいわゆる条例の中にあります第一号表というのでございしますが、月額をもつて支給してあります行政委員会の委員の方たちをせめて同一に一月一日にさか上るべきではないかということも執行部の方で考えまして、ここに本議案に提案いたしました。さか上って支給いたしたく提案した次でございします。よろしく御審議のほどをお願いたします。

議長(黒川佐太郎君) 議案才七五号、議案才六六号、原案通り可決いたします。ことに、御審議ありませぬか。  
(「是議かし」と呼ぶ者あり)

議長(黒川佐太郎君) 御審議かしと認めます。よって原案

は、原案通り決定いたしましうた。

議案オ七六号を上程いたします。

(書記胡統)

議案オ七六号

昭和三八年年度館山町歳入歳出追加  
更正予算

・秘書課長(小倉澄男君) 歳出の方から説明いたします。  
給与に关しての追加更正予算について、(中略)説明申し上げ  
ます。

歳出の中に吏員給与並びに給料から更正いたしまし  
て諸手当の中に追加更正というようぢ方法が市  
役所費、教育費、社会教育費、保健衛生費  
産業経済費に追加更正さして、おります。が、その  
おもな理由は、こつたびかゝる市の方針といたしまし  
て昭和三二年に高令取員の勸奨返取をやつたので

ございませぬが、その後、やっておりますんで、これに取  
 負う構成がアンバランスに打ってきたために、こう際、  
 高令者に対して、勸奨をして、いわゆる新陳代謝を促  
 して、人事の刷新を、したいというふうなことで、市長の  
 決意を、いまださきまして、五月三十一日付をもちまして、  
 山市の取員の中で、五五文以上の方に、退職を、勸奨い  
 たしよーた。

その概略を、少し説明いたしよすと、まず、方針とい  
 ことで、五五文を限度といひまして、退職を、勸奨  
 するの、あるけれども、あくまでも五五文から、五七文まで  
 は、一応、勸奨するの、であって、五八文以上の方に、は  
 るべく、市の方針に、よって、勸奨を、受諾して、いた  
 さい、というふうな方針で、勸奨を実施した、次第でござ  
 いませぬ。

そうして、勸奨いたしましよーたところが、五八文以上の方で、一三名、こいは、全員受諾をしまいただきまーた。

五五文から、五七文までの間の方が三名、こいは、自発的にこころ際、市の方針にそつて退取しようじやないかといふこととで受諾していただきまーた。

一般市長事務局だけではなく、市長事務局三名、教育委員会が二名、消防本部が一名、計一六名の取算に退取を勸奨いたした結果、自発的にこころを受諾いたしまいただきまーた。それに関しましよーて、今後、鑑みずは、五五文にたいは、勸奨をすまうだ。こいは、五八文以上からその方針にうつつていただきたい。こいは、満年令の発生にたいは、その方針を打ち出す。

その場合において、退取を受諾しまいた方は、退取手

当組合の三条、四条、五条、普通退取、長期勤続  
の退取、整理退取、三つの異なる種類の退取手当  
の支給方法があるが、この二つを以て  
才四条を適用する。

それから、特に永い勤務年数の方は、才五条を適用に  
する。よく言っても、退取手当組合により、才例を  
適用するであつて、一かしつばら、現在、国家公務員が  
やはり命令着う整理ということに観点を置き、  
特に昭和三二年でございしますが、法律により、  
五〇歳以上で一〇年以上、勤続した者がやめる場合に  
は、最高の手当を支給するのだという方針で、恩恵  
を享受してあります。本市におき、  
を以て、退取手当組合からは、才四条、二番  
目に有利な方法で支給されるものもあるが、

せんが、釧路市は、最高の方法を取る。一かし、よくまでも一ヶ月、という線を引きまゝ、国家公務員の特例を適用するとうようの方針を立てまゝ、今後、勸奨退職金を実施していきなさいという考えでございます。

なお、本年については、勸奨退職金が早急といひます。三月下旬に、この方針を確定いたしまして、対象者に給付のような次第でございます。本年に限っては、月給う七カ月分、この七カ月分につきましましては、いろいろ非常に細かい内訳でございますが、まず、五月の給料は、給料と一ヶ月差一上げ。それから、決済をいたしまし、まゝのところの期末手当一九割、この三カ月にあつた四カ月分の給料を差一上げて七カ月分、今回限り、勸奨を受けた方に差一上げるといふような二段論法で参りまゝ。今後は七カ月分、ということは、

支給しないといふことは、今後においては、市でこういう  
 ように毎年定期的に勸奨を以ていく。一リぞいて  
 いたゞくように申し上げるといふことになります。ば、  
 今後大体、五五~~カ~~位になり、五八~~カ~~位になりますと、  
 市の内規として、我々はやめていかななくてはいけな  
 いといふことを自覚してあげば、取算の生活設計も  
 それを考えた上の生活設計がでるうではないか。  
 といふことによりまして、今後は七カ月分という特例  
 はやらないうだ。今後はオ一号のいりゆる国家公  
 務員の一々年以上の者については、五五~~カ~~者につ  
 いては、五条を適用する。それ以外の者につ  
 いては、退職手当組合による給与によつて支給する。  
 そういふふうな方針によりまして、計算いたさし  
 したために、その差額といふものが、退職手当給~~合~~

から支給されない差額というものが、ここに出てきたうで  
ございませぬが、永年、市に勤務していただいたのであり  
から、この差額を何ともし支給して上げようというこ  
とで、報償費に月給の四カ月分の合計と国家公  
務員の方を適用いたしました五条とそれから、四  
条との差額を総計いたしましたもつう合計額三百  
七十七万四千三百七十六円ということでございますが、これ  
を、今申し上げた追加予算の中、各費目別に  
割りこめて支出計上したもつうでございます。

なお、補足的にやう説明申し上げますと、このたびの  
勸奨を受諾された方々が一六人の月給を計算  
いたして見ましたところ、大体、今年度におさま  
る九百万円、計上してございませぬ。それに対し  
て、七カ月分の特別の報償費などを差し引きまし

でもまだ人件費が残るといふ目安がつきまゝなために勸奨退取に踏み切つたわけでございます。そのために三百七十七万四千円というものを現在既存の人件費の中から更正さしていただきまして、報償費の方に追加計上さしていただくことにございませう。

なお、その他、ここには、多少人事異動によりまして、消防署に市から高給者がいらたり、そういうふうな関係から、多少の吏員給、給料、諸手当に変更があつたため、追加更正もあるわけでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

建設課長(新井重助君)四款の土木費について、説明申し上げませう。

今回の長雨によりまして、相当道路が痛んで参つて

おります。

その中で六月五日のオニ号台風により、道路の決壊がございました。その他橋梁の決壊がございましたので、橋梁は腰越の新橋、現在不通となっておりますので、この復旧と道路の決壊は、船形の海岸でございます。このニカ所への復旧に五十万円追加をお願いする次第でございます。

路面の復旧につきましてはやっておりますが、規定の予算の範囲内で足らないのでござりますので、ここに四十五万円の原材料費をお願いいたしております。次に市営住宅建設費でございますが、先ほどや説明申し上げました請負費が確定いたしましたので、その中に工事請負費に若干の余裕がございますのと、今年度より建築基本額が上りまいした。これは、

建設者の補助事業に対する基本額でございますが、昨年度より基本額が上りまいらうで、歳入で七十  
九万四千円ふえたいでございます。

それに伴います事務費でございますが、事務費は、当初二十五万円を計上してございまいらうで、基本額の三・六％以上事務費を計上しろということにか  
つてありますので、当初より今回五万追加いたしました。役員給、その他に充てたいと考えまして、ここに治  
如更正する次でございませう。

庶務課長（干場伊右エ内君）教育費について、説明いた  
します。

教育費の教育委員会費、取員厚生費、五十二万七千  
四百円の追加でございますが、これは、先ほど秘書課  
長の方から申し上げました退取者による報償費でござ

ございます。

需用費で十八万四千円、追加がおりますが、これは、社会  
教育主事の急にやりましたので、そう馬と臨時としまして  
て、その手当が十八万四千円、これは、社会教育費の方  
う職員給を更正いたしましてここに計上いたしました。  
次に幼稚園費う需用費で三十五万六千四百円、費  
金が計上されておりますが、これは、船形、北条幼稚  
園の定員がふえた関係のために、教諭が二人分増  
加しております。その二人分の給与、その他でございます。  
これは、歳入で出て参りますが、保育園う保育料の収  
入を数源としまして計上してあります。

それから、社会教育費の職員給、諸手当の四万七千円  
を更正いたしまして、これを旅費に四万七千円追加い  
たしました。

こゝは、鈴木社教の主任が今度教育主任講習会  
に四八日間参ります。その旅費・日当・宿泊等の  
費用でございませう。よろしく願ひいたします。

・観光課長(小沢正治君)産業経済費のうち、才七項の  
観光費について、説明申し上げます。

観光費におきまして、六十一万四千四百円を追加をお  
願ひするにござります。

おもむきもうといはしめては、館山から那古に至りま  
す。海岸施設の補修関係でござります。

当初予算を計上するに際しまして、各施設を見て  
まわりまして、補修計画を立てたわけでござります。  
予算が成立いたしまして、いよいよ最近に参りました。  
実施の段階に至りまして、もう一度、詳しく施設を  
見てまわりますと、当初計画いたしまして、たもつよりも

はるかにこゆけておりまして、そういた関係で工事請負  
費といたしまして、海岸ういろいろ施設の補修工事  
費といたしまして、四十二万三千二百円、こゝが大体现在あ  
る施設を最低に維持するたためう必要経費でございませ  
んから、報償費の九千円は、当初昨年もそうでござい  
まして、館山小学校、北条小学校う四年生以上う手  
袋さんたちに海岸う危険物を拾っていただいたりする  
お礼として鉛筆を二年ずつ差上げておたわけで  
ございませぬが、實際う状況を見ますと、小学校う  
高学年とそれから中学校の全生徒が参加してゐる  
というところでございませぬ。

中学生は大きいからということでもそのまゝにするといふ  
ことも片手落ちといふことで、今年には減らしまして、  
小学校の五年生以上と関係の中学生に一本ずつ

ということにいたしましたしてその発筆に町々美化運動、  
海岸の清掃に決します。標語を入りまして、それらに  
手紙をかわて、これを実施いたしたい。

次の賃金の十六万九千二百円は海岸をきれいにする  
うということ人で人夫を本年はふやして準備させる。  
一かし、十セ、八万円追加をいたしましたしても足らなく  
なるような情勢でございます。極力勤勞奉仕等を  
いたしまして、人夫賃を削減して参りたいというふう  
考えて参ります。

次の修繕料の一萬三千円、那古監視船の船体及び  
機関の修理代、やはりいざシーズン開始ということ  
になりますと、当初計画いたしましたものより必要  
になつてくるということ、この際、追加をお願いする  
のでございます。

合せまして六十一万四千四百円。是非追加をお願い  
したいというものでございます。

選挙書記長(大嶋重義君)一一款選挙費について、  
や説明申し上げます。

三項の果会議員の選挙費におきまして、これは、  
更正でございますが、旅費で二万六千円、お願いし  
ておりますが、これは、選挙事務を完全に処す  
るために委員の先進地の事務視察の費用弁  
償でございます。この財源は、九筋の賃金に  
おきまして、臨時用人が当初予定したよりも、安  
く上りまして、更正財源をもって充てようという  
ものでございます。

次に備品費で三万五千円でございますが、これは、  
南票所等の掃除のために、電気掃除器を購入

「たいと思つてございます。この財源は、諸手当の超過勤務手当でございまして、こゝが当初三十一万三百万組んだものでございしますが、スムーズに南票事務が進捗したために残が出さなうで、これを財源に充てたいと思つてございします。

果合議員の選挙費につきましても、金額果の委託金でまわつてまいります。

・総務課長(山口実君)歳出合計、今回の追加額二百六十九万五千円、合計 五億六千三十三万九千五百四十円、次に歳入に移ります。保育園保育料で

ございしますが、三十五万四千六百円、こゝは、保育園五四人分、一年分の増収見込みでございします。

次に国庫支出金でございしますが、市営住宅、国庫補助の基準単価改正により、今回七十九万四

千円増額になつたものもここに計上いたしました。  
寄付金九十三万でございますが、これは、鋭切簡易  
水道地元寄付金を一般会計に受け入れようとして、さら  
にこれを特別会計に支出しようというものでございませ  
次に繰入金六十一万四千六百円でございますが、これは、  
休養施設の繰り越しをここに繰り入れようとして、  
措置したものでございます。

歳入。今回の追加額、二百六十九万五千円。歳入合計  
五億六千三十三万九千五百四十円。歳入歳出差引  
き零でございます。よろしく御審議願います。  
議長(黒川佐太郎君)暫時休憩いたします。

午後	三時一四分	休憩
午後	三時四二分	再開

議長(黒川佐太郎君)休職前に引当の統一会費を南さ  
ます。

議案オ七七号を朗読いたさせます。

(書記朗読)

議案オ七七号 昭和三八年年度館山市特別会計国民

健康保険歳入歳出追加更正予算。

・秘書課長(小倉澄男君)や説明申し上げます。

国民健康保険の予算の中におきましても、やはり

先ほど申し上げたように勸奨費退取による報償

費に充当すべく吏員給から更正いたしまして、

取員厚生費の報償費に追加いたした次第でございます

います。

・保険課長(池田亮山君)七七号議案の件費を

除きコーナもつにつまこーてゆり説明申し上げます。  
事業勘定追加更正予算案は先ほど説明の  
ありきーた人事関係の追加でございます。

次に直診勘定豊房診療所の追加更正のうち  
まず、歳出の需用費についてゆり説明申し上げます。  
備品費におきまして三十九万五千円追加計上。  
これは今まで使用してありきーた医師の往診用  
自動車故障いたしまして新規に買いかえさ  
らうもございす。

自動車の故障を見積りいたさせきーたところ十  
七万三千円余の修理費を要するといふことござ  
いまして、新規に購入いたしても、三十九万五千  
円でございます。いろいろ折衝いたしますと、修理を  
要するもつ下取りといまして、十方円で下取

リをすゝ差引き二十九万五千円の新規の車に買  
いかえることができる。かような次号でございませう。

ここに三十九万五千円の追加といはしきうた。

保険料でございすが、これは、この車の車両保険料、  
自動車損害賠償責任補償保険、新規に加入しま  
す。車両に対する保険料の追加でございませう。

人件費を含め、このバナナ、乗越金で財源を求め  
まして、計上いたし、次号でございませう。

直診、事業勘定を含めまして、合計九千三百三十九  
二千二百円、これが今回までの累計計上額でござ  
います。

秘書課長(小倉澄男君) 一つ、落しこみで申し上げま  
事業勘定並びに直診勘定に人事異動による増  
加更正がございませうで、片了承願したいと思います。

議長(黒川佐太郎君)議案オ七八号を上程いたします。

(書記朗読)

議案オ七八号

昭和三八年度館山首特別会計休養施設

歳入歳出追加更正予算。

・観光課長(小沢正治君)休養施設う追加更正予算でございすが、歳出から申説明申し上げます。

需用費にございして、ニナニ万九千円う追加を願います。わけでございすが、内訳といたしヨクては、貸金一万六千円、こゝは夏約ニカ月間、地元う見物部落にございして、鳩山荘附近う海岸う清掃に當つておるわけでございすが、こゝう報償的の意味で賃金計算をいたしまして、支出してまゐりまゝなですが、一般会計で一六、観光費う方で計上いたしまして、鳩山荘う方には、負担をかけていたわつたわけでござい

ますが、よその海洋の利用につきましては、鳩山荘  
 のお客さんが、大多数でございまして、鳩山荘で負  
 担することが妥当であらうということで本年一度一  
 日分負担するということになりけでございします。  
 次に借料及び損料で寢具借上料十一万七千円、減額  
 でございしますが、これは、三月当初予算、際におきまして  
 寢具借上料の二ナ万円を、金額備品費の寢具旅費  
 費の方にきりまして大体四ナ万程度で寢具を作製する  
 ようにという希望に対して、市長の方からそのように  
 措置したいというお約束に關係でございしますが、本年  
 七月八日の利用申し込み状況をみますと、二ナ万円金  
 額、ふとんの借工料を切つて、もうということは、とうてい  
 できない状況でございまして、備品費に二ナ三万二千円  
 追加いたしまして、当初計画の五〇組を一三〇組、作製

というように切りかえたいわけでございます。

それでもなお、一ヶ月間の借り上げを一月だけならばならぬという利用状況でございますので、二テ万更正を十一万七千円にいたしまして、九万三千円借料及び損料に残すわけでございます。

修繕料は看板塗装でございます。それと屋根がだいぶはげてきておりました。既に建設後四年にひりますので、この際足場を付けてそらー工事をいたします関係上、足場の経費がばかにかからない。

そこで当初の計画では、足場の経費より塗装の経費の方が下回れる計画であったのでありますが、塗装部分全面的にやりかえらるべきであらうという考えから足場をかけたついでに全面的に塗装をやる。一ヶ月というところで九万八千円追加をお願いする。

わけでございます。

次の諸支出金、六十一万四千六百円の一般会計の准  
加财源に充当するわけでございます。これを合せま  
して休養施設の歳出合計八十四万三千六百円の准  
加額となるわけでございます。

この取源といはしましては、三十七年度、歳入歳出繰越金  
にまさるゝに相当予算がございまして、八十四万三千  
六百円繰越金をもつて充当するというわけでございます。  
議長(黒川佐太郎君) 議案オ七九号を上げたいです。

(書記朗読)

議案オ七九号

昭和三十八年度倉山町特別会計宛切

簡易水道歳入歳出追加更正予算

・厚生課長(吉田新一君) 議案オ七九号につき、予説

明申し上げます。

最初に歳出からゆ説明申し上げます。いたしたいと存  
じます。

簡易水道の事業費でございますが、当初におきこゝま  
大体見込みを二千五百円程度で計画を立て予算を  
お願いいたわけでございます。その後におきこゝま、  
実際の細かい設計等に違つたところ、  
二千二百万余円でございますというふうな見通しがつきた  
ところで、今回更正をお願いいたしたい。このように考へ  
る次第でございます。

事業費でございますが、当初におきこゝま二千四百  
七十万を見込んでわけでございます。

調査費につきましては特に精査費につきましては、七年  
度中に実施いたしましたので、完了いたしておりますので、  
八年度におきこゝまの調査の必要がないだろうと

いうようである関係からいたしまして、調査費を減額といいた  
しよして、委託料の十万円程度を更正いたしまして、  
ここにお願いしようというものでございます。

大体調査費の八十五万円うち、十万円に更正い  
たしまして、七十五万円を減額いたしません。こうふうに  
考えます次才でございます。

次の簡易水道の新設費でございますが、二千三百  
八十五万円を見込んでおいたわけでございますが、設  
計等にきよきよ、二千百二十万で見込めるといふよう  
な関係からいたしまして、二百六十五万程度減額いた  
したい。このように考えます次才でございます。

次の公債費でございますが、起債をいなりきりた初年  
度におきまして、利子の払い込みというふうなものも  
考えまして、この程度の公債利子を計上いたしたいと

考えるわけでございます。

予備費は、総体の面から見ると九万七千余円を減額いたしました。十四万二千余円に更正いたしました。

このように考えるわけでございます。

歳出合計、二千五百二十四万二千円に對し、三千九百九十八万円の減額をいたしまして、二千二百十萬四百万円というものに、より、水道事業を見成いたしたい。このように考えるわけでございます。

歳入について、所得税増し上げます。

その年の歳出に基き、歳入を見たいわけでございます。

国庫支出金でございますが、当初八百万を見たいわけでございます。

これは、国の補助金をいろいろの関係から多少、当初に

見込みが過ぎたというふうに考えます。なお、国、県、補助  
金等、からケ合セヨーマ、大体確定の額がわかりヨーマ  
ので、国、補助金におきヨーマては、五百十五万円、県補助  
金におきヨーマては、百三十七万円、というものが大体確定  
した補助額というふうな確認を得ヨーマたので、ここに  
更正ヨーマようというものでございます。

次の繰入金でございしますが、当初におきヨーマ三百六十  
五万円を繰り入れ見込みといいたわけでございます。  
なお、その後、加入状況というふうな面から見ヨーマても、まだ  
九十三万程度の繰り入れをお願いできるといふような関  
係からいたしまして、一般会計への寄付金の面にも、  
先ほど総務課長から説明のありヨーマたように、九十  
三万円を計上いたしましヨーマたので、今回、これを九十三万  
追加いたしましたので、四百五十八万円ということにお願  
いいた

このように考えます次才でございます。

市債でございますが、当初におきましても、千二百万円を戻込んだりわけでございますが、事業費が減ったというふうな観点からいたしまして、千百万円程度を市債にあおぎたい。このように考えて、百万円の減額をいたしまして、千百万円に更正いたしたい。このように考える次才でございます。

その他、雑収入等は、預金利子をある程度見込んで計上したわけでございます。

歳入合計二千五百二十四万二千円に対して、三百十三万九千八百円を減額いたしましたして、二千二百十一万四千百円とわかるわけでございます。以上のような次才で

本事業を完成いたしましたいと考える次才でございます。

・議長(黒川佐太郎君) 日程第一七臨時支出検査立会人

の互選を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法は、地方自治法第一八条第一項の規定により、指名推選の方法にしたいと思っております。

これに於て異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒川佐太郎君) 於て異議なしと認めます。よつて

選挙の方法は、指名推選の方法にすることに決ま

りました。

重ねておはかりいたします。指名の方法は、議長にお

いて指名することにより異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒川佐太郎君) 於て異議なしと認めます。

よつて議長において指名することに決定いたしました。

ニより指名いたします。

一四番議員 志村信作君 二番議員 君塚喜三君

三番議員 高橋文治君 三番議員 山口 康君

以上四議員君を指名いたします。

おはかりいたします。

たゞいま、議長において指名いたしました四議員君を  
八月実施の臨時出納検査の立会議員の当選人  
と定めさせていただきます。

(「眞議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(黒川佐太郎君)が眞議なしと認めさせます。よって  
たゞいま指名いたしました四議員君が八月実施の  
臨時出納検査の立会人に当選されました。

四議員君が議場にあらはれますので、本席より会議規  
則の三二条の二項の規定により告知いたします。

目程才一八、消防委員会委員の決定を行います。  
本市の消防委員会条例によりますと、議会より  
四名の委員を互選することになっております。  
おわかりいただけます。

選挙の方法は地方自治法才二八条才二項の規定  
により指名推選によりたいと思っております。

これにより異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒川佐太郎君)や異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決ま  
りました。

重ねておわかりいただけます。

指名の方法は議長において指名いたしたいと思  
います。  
これにより異議ありませんか。

(「夏議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(黒川佐太郎君)は夏議なしと認めます。

よって議長において指名することに決まりました。

こゝより指名いたします。消防委員会委員、

二番議員、鈴木正一郎君、九番議員、藤田好治君

三番議員、安藤亀吉君、三番議員、高橋文治君

以上四議員君を指名いたします。

おわかりいたします。

ただいま議長において指名いたしよられた四議員君を

消防委員会委員の当選人と定めますことにし夏

議ありませんか。

(「夏議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(黒川佐太郎君)は夏議なしと認めます。よってこれ

いま指名いたしよられた四議員君が消防委員会委員

に当選さしよりました。

たゞいま消防委員会委員に当選さしよりました四議員  
君が議場にいららうです。で、本席より会議規則  
が三二条が二項の規定により告知いたします。

今日の会議はこれにて延会といたします。

次回は明大月二五日午前一時開会といたします。  
その議事は、本日に引き続き未決議案の審議といた  
します。

午後四時〇七分 延会。

今日の会議に付いた事件。

一 開会

一 議長報告(出席説明者)

一、 會議録署名議員指名

一、 会期決定

一、 市長 議案提案説明

一、 報告才七号、才八号

一、 通告質問

一、 議案才六二号、才七九号

一、 臨時出納検査立会議員の互選について

一、 消防委員会委員選任について

出席議員

吉田 勇治郎

鈴木 正一郎

小柴 孝

熊石 伝藏

田中 祿 郎

秋山 大三郎

田村 源治郎

望月 照正

安西益男

辻田 実

石井 正

黒川佐太郎

菊井敏博

志村信作

小沢惠太郎

関 武夫

飯田義男

西村真次

藤田好治

保科忠夫

江田徳太郎

君塚喜三

中村者吾

島野茂樹郎

荻菅七郎

鈴木 善

嶋田 繁

山田教字

鈴木市藏

安藤通吉

安沢徳順

三天 節

高橋文治

山本 昇

松本藤太郎

山口 康

